

レビュー業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
レビュー業務実務指針 2400 財務諸表のレビュー業務 2016 年 1 月 26 日 改正 2018 年 10 月 19 日 改正 2021 年 6 月 9 日 改正 2021 年 9 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 3 月 16 日 改正 2024 年 4 月 18 日 改正 2024 年 9 月 26 日 改正 2025 年 7 月 17 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第 2 号) 《Ⅰ 本実務指針の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《7. 業務の実施》 (省 略) 《(3) 手続の立案及び実施》 (省 略) 48. 業務実施者による経営者、及び必要な場合にはその他の企業構成員への質問には、以下の事項を含めなければならない（A84項からA88項参照）。 (1) 経営者が、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される、重要な会計上の見積りを行う方法 (2) 関連当事者及び関連当事者取引（当該取引の目的を含む。）の識別	レビュー業務実務指針 2400 財務諸表のレビュー業務 2016 年 1 月 26 日 改正 2018 年 10 月 19 日 改正 2021 年 6 月 9 日 改正 2021 年 9 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 3 月 16 日 改正 2024 年 4 月 18 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 2025 年 7 月 17 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第 2 号) 《Ⅰ 本実務指針の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《7. 業務の実施》 (省 略) 《(3) 手続の立案及び実施》 (省 略) 48. 業務実施者による経営者、及び必要な場合にはその他の企業構成員への質問には、以下の事項を含めなければならない（A84項からA88項参照）。 (1) 経営者が、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される、重要な会計上の見積りを行う方法 (2) 関連当事者及び関連当事者取引（当該取引の目的を含む。）の識別

改正案	現 行
(3) 以下の事項を含む、財務諸表に影響を及ぼす、重要かつ通例でない取引若しくは事象、又は複雑な取引若しくは事象が存在するかどうか。 ① 企業の事業活動又は事業運営上の重要な変化 ② 財務及び借入の契約又は財務制限条項を含む、財務諸表に著しい影響を及ぼす契約条件の重要な変更 ③ 重要な仕訳入力又は財務諸表に対するその他の重要な修正 ④ 期末日近くで発生又は認識された重要な取引 ⑤ 当年度及び過年度の未修正の虚偽表示 ⑥ 関連当事者との取引又は関係が与える影響又は見込まれる影響 (4) <u>税金や年金に関する法令など、財務諸表の重要な金額及び開示の決定に直接影響を及ぼすものとして一般的に認識されている法令への違反又は違反の疑い（法令違反の申立てを含む。）</u> (5) 期末日の翌日からレビュー報告書日までの間に発生し、財務諸表の修正又は財務諸表における開示が要求される事象を、経営者が識別して対応したかどうか。 (6) 継続企業の前提に関して経営者が行った評価（A89項参照） (7) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかどうか。 (8) 財務諸表（開示を含む。）に影響を及ぼす、又は影響を及ぼす可能性のある重要な約定、契約上の義務又は偶発債務 (9) 会計期間における金銭的対価を伴わない重要な取引又は重要な無償取引 (10) 重要な会計方針又は表示方法の変更（会計基準等の改正に伴う会計方針又は表示方法の変更を含む。）があるか（変更がある場合には、その内容、理由及び適切に遡及適用されているか等）。 (11) 財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められる事項に気が付いた場合には、当該事項の内容が財務諸表において適切に会計処理及び開示されているか。 (12) 訴訟事件等の有無 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 以 上 ・ 本実務指針（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 14 項、A14 項、A15 項及び A34 項） － 保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体	(3) 以下の事項を含む、財務諸表に影響を及ぼす、重要かつ通例でない取引若しくは事象、又は複雑な取引若しくは事象が存在するかどうか。 ① 企業の事業活動又は事業運営上の重要な変化 ② 財務及び借入の契約又は財務制限条項を含む、財務諸表に著しい影響を及ぼす契約条件の重要な変更 ③ 重要な仕訳入力又は財務諸表に対するその他の重要な修正 ④ 期末日近くで発生又は認識された重要な取引 ⑤ 当年度及び過年度の未修正の虚偽表示 ⑥ 関連当事者との取引又は関係が与える影響又は見込まれる影響 (4) <u>以下の事実、疑い又は申立ての存在</u> ① 企業に影響を及ぼす不正又は違法行為 ② <u>例えば、税金や年金に関する法令など、財務諸表の重要な金額及び開示の決定に直接影響を及ぼすものとして一般的に認識されている法令への違反</u> (5) 期末日の翌日からレビュー報告書日までの間に発生し、財務諸表の修正又は財務諸表における開示が要求される事象を、経営者が識別して対応したかどうか。 (6) 継続企業の前提に関して経営者が行った評価（A89項参照） (7) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかどうか。 (8) 財務諸表（開示を含む。）に影響を及ぼす、又は影響を及ぼす可能性のある重要な約定、契約上の義務又は偶発債務 (9) 会計期間における金銭的対価を伴わない重要な取引又は重要な無償取引 (10) 重要な会計方針又は表示方法の変更（会計基準等の改正に伴う会計方針又は表示方法の変更を含む。）があるか（変更がある場合には、その内容、理由及び適切に遡及適用されているか等）。 (11) 財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められる事項に気が付いた場合には、当該事項の内容が財務諸表において適切に会計処理及び開示されているか。 (12) 訴訟事件等の有無 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 以 上 ・ 本実務指針（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 14 項、A14 項、A15 項及び A34 項） － 保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体

改正案	現 行
系及び用語」(2022 年 7 月 21 日公表) (上記以外の修正箇所) ・ 本実務指針(2023 年 3 月 16 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則(2022 年 7 月 25 日変更) (修正箇所：第 26 項(3)、A14 項、A86-2 項及び A91 項から A91-3 項) － 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」(2023 年 1 月 12 日改正) － 品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」(2023 年 1 月 12 日改正) (上記以外の修正箇所) ・ 本実務指針(2024 年 9 月 26 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 保証業務実務指針(序)「レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」(2024 年 9 月 26 日改正) ・ 本実務指針(2025 年 7 月 17 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(2024 年 9 月 26 日改正) ・ 本報告書(年 月 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」(年 月 日改正)	系及び用語」(2022 年 7 月 21 日公表) (上記以外の修正箇所) ・ 本実務指針(2023 年 3 月 16 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則(2022 年 7 月 25 日変更) (修正箇所：第 26 項(3)、A14 項、A86-2 項及び A91 項から A91-3 項) － 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」(2023 年 1 月 12 日改正) － 品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」(2023 年 1 月 12 日改正) (上記以外の修正箇所) ・ 本実務指針(2024 年 9 月 26 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 保証業務実務指針(序)「レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」(2024 年 9 月 26 日改正) ・ 本実務指針(2025 年 7 月 17 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(2024 年 9 月 26 日改正)
《付録 1 経営者確認書の記載例》(第62項参照) (省 略) 財務諸表 (省 略) 2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しており、<u>その責任を適切に果たしております。</u> (省 略) 提供する情報 (省 略) 12. 当社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 － 経営者による不正又は不正の疑い － 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い － 上記以外の者による財務諸表に影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い 13. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した財務諸表に影響を及ぼす不正の疑い(<u>不正の申立てを含む。</u>)がある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。	《付録 1 経営者確認書の記載例》(第62項参照) (省 略) 財務諸表 (省 略) 2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。 (省 略) 提供する情報 (省 略) 12. 当社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 － 経営者による不正又は不正の疑い － 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い － 上記以外の者による財務諸表に<u>重要な</u>影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い 13. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した財務諸表に影響を及ぼす<u>不正の申立て又は不正の疑い</u>がある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。

改正案	現 行
(省 略)	(省 略)
(省 略)	(省 略)
《付録２ 独立業務実施者のレビュー報告書の文例》(A150項参照)	《付録２ 独立業務実施者のレビュー報告書の文例》(A150項参照)
(省 略)	(省 略)
以 上	以 上
	以 上